

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
の公布について（通知）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号。）については、令和元年 12 月 11 日に公布され、これに伴い、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、順次施行することとされました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、必要な取組を行っていただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今般、会社法（平成 17 年法律第 86 号）における株主総会、取締役等や社債の管理等に関する規律に係る規定が見直されたところ、医療法は、医療法人について会社法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「会社法等」という。）の規定と同内容の規定や、会社法等の規定を準用する規定を置いていることから、医療法においても必要な部分について同様の措置を行うもの。

第 2 改正の主な内容

1 医療法の一部改正

(1) 社員総会資料の電子提供制度（第 46 条の 3 の 6 関係）

会社法において、株主総会資料について電子提供措置を取ることができる旨の規定及びその手続に係る規定を新設することとなり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）についても、一般社団法人の社員総会について同趣旨の規定を新設することとなったところ、社団法人たる医療法人についても社員総会の規定があることから、同様の措置を行うこととすること。

(2) 役員に対する補償契約及び役員のために締結される保険契約（第 49 条の 4 関係）

会社法において、役員に対する金銭以外のインセンティブとして、役員がその職務の執行に関して生じた第三者への損害賠償等に関する費用を株式会社が補償す

る契約や、当該損害を補填することを約する保険契約であつて役員等を被保険者とする契約に係る規定を新設することとなり、法人法についても、一般社団法人及び一般財団法人の役員等について同趣旨の規定を新設することとなったところ、医療法人の役員についても会社法等の規定に合わせ、同様の措置を行うこととする。

(3) 社債の管理について（第 54 条の 3、第 54 条の 5 の 2 及び第 54 条の 7 関係）

会社法において、社債管理補助者の制度を新設し、社債権者集会の決議によらなければ社債管理者がしてはならない行為に元利金の減免を追加し、また、社債権者集会の決議の省略に係る規定を新設することとなったところ、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合の規定は、基本的に会社法の社債に係る規定と同内容の規定とし、又は会社法の社債に係る規定を準用していることから、社会医療法人債についても同様の措置を行うこととする。

(4) 理事等の責任追及等の訴えに係る訴訟における和解（第 49 条の 2 関係）

会社法において、役員等の責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に係る規定を新設することとなり、法人法についても同趣旨の規定を新設することとなったところ、医療法人についても、理事等に対する責任追及等の訴えが提起されることはあり得るため、法人法の規定を準用することとする。

(5) 計算書類の公告義務の見直し（第 51 条の 3 関係）

一定規模以上の医療法人に義務づけられている計算書類の公告義務について、今般会社法等の改正に合わせ医療法の規定を整備する機会を捉えて、会社法と同様に、公告の開始時期についての規定を置くとともに、公告方法について、会社法等と同様に、その手続きの簡素化を図ることとする。

(6) 従たる事務所の登記の廃止（第 70 条の 21 第 6 項関係）

会社法において会社の支店の所在地における登記及び法人法において従たる事務所の所在地における登記が廃止されることに伴い、地域医療連携推進法人についても、従たる事務所の所在地における登記に係る規定を削除することとする。

2 施行期日等

(1) 施行期日

医療法に係る改正規定は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。

ア 法律の規定中の平成を令和に改める措置（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の改正） 公布日（附則第 1 号関係）

イ 1 の(1)及び(6) 会社法の一部を改正する法律附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（公布の日から起算して 3 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日）（附則第 3 号関係）

(2) 経過措置（第 72 条関係）

改正後の医療法の施行に関し、必要な経過措置を定めること。